

あらゆる分野における男女共同参画の推進

| | |
|-------------|---|
| 目指す姿 | |
| 分野を代表する数値目標 | <p>○「家庭生活」で男女が平等と感じている割合 ○「職場生活」で男女が平等と感じている割合</p> <p>R元: 35.2% ⇒ R6: 45.0% R元: 34.3% ⇒ R6: 45.0%</p> |

現状と課題

【意識調査】
 ・社会全体としては、男女平等意識に着実に変化は見られるが、まだ偏りがある
 ・「男性優遇」と回答した割合が最も高いのは、「家庭生活」「職場生活」「政治の場」「社会通念・慣習・しきたり」「社会全体」の5分野

【目標値】
 ・男女共同参画計画策定市町村の割合 進捗が不十分
 H26: 55.9% (19市町村) ⇒ **R元: 52.9% (18市町村)** 目標値: 82.4% (28市町村)

【データ】
 ・R元「男女共同参画に関する計画の策定状況(市区町村)」58.8% **42位**(全国78.2%)
 ・R元「女性活躍推進法に基づく推進計画の策定状況(市区町村)」29.4% (H30: 全国50.6%)

⇒より県民の方に近く、地域の課題に応じた取組を実施できる市町村とも連携し、取組を強化

【意識調査】
 (家庭生活) ・男女の認識の差が最も大きく、高知県女性の負担感は大い。家事・育児等の分担は理想と現実に隔たりがみられる。
 (職場生活) ・「男性優遇」と感じる割合は横ばいで変化が少ない。職業別には「事務職」の平等意識が低い。
 (学校教育) ・平等意識が最も高い分野。前回調査と比べて、唯一「平等」だと感じている割合が減少。

【データ】
 (家庭生活) ・H28「家事労働時間(県1日平均: 15歳以上)」
 男性29分 女性171分

【委員意見】
 (職場生活) ・女性に対して役員になる教育をしないところに大きな問題。企業トップへの働きかけをお願いしたい。
 (学校教育) ・子どもたちへの性教育が重要。出前授業等による授業をしてはどうか。

⇒ (家庭生活)女性の負担感を軽減するため、実際に男性の家事関連時間を増やしていく取組が必要
 (職場生活)意識改革と中小企業も含めた働き方改革の定着支援が必要
 (学校教育)更なる意識向上に向けて、地道に取組を実行

取組 (1) **社会全体の意識を変える**

(2) **さまざまな場での意識を変える**

目標値

○男女共同参画計画策定市町村の割合
 R元: 市81.8%、町村39.1%(9市、9町村) ⇒ R7: 市100%、町村70%以上(11市、17町村以上)

○女性活躍推進法に定める推進計画策定市町村の割合
 R元: 市45.5%、町村21.7%(5市、5町) ⇒ R7: 市100%、町村70%以上(11市、17町村以上)

○「家庭生活」で男女が平等と感じている割合
 R元: 35.2% ⇒ R6: 45.0%

○「職場生活」で男女が平等と感じている割合
 R元: 34.3% ⇒ R6: 45.0%

○男女共同参画関連講座への男性参加者数
 R2～R6年度累計: 10,000人

○ワークライフバランス推進延べ認証企業数
 R元: 344社 ⇒ R6: 555社

取組の方向・主な取組

①意識改革と社会制度・慣行の見直し

ア 男女共同参画の理解を深めるための情報収集・提供

- ◆男女共同参画社会に関する県民意識調査の実施
- ◆男女共同参画に関する統計データの収集・提供
- ◆人権(女性)に関する実態調査と公表
- ◆県民への男女共同参画・女性問題に関する啓発・広報

イ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

- ◆県職員・市町村職員への男女共同参画に関する研修の実施
- ◆子どもの発達段階に応じた人権(女性)教育の推進
- ◆地域・職場における人権(女性)研修の実施
- ◆民間団体が行う女性の人権に関する啓発事業の支援
- ◆男女共同参画に関する苦情の申出・処理制度の充実
- ◆メディアへの男女共同参画や女性の人権等に関する情報の提供及び表現についての要望
- ◆青少年保護育成条例に基づく有害図書類の指定

ウ 市町村の人権尊重・男女共同参画の推進のための取組支援

- ◆市町村人権啓発・人権教育担当研修の実施
- ◆市町村が行う女性の人権に関する啓発事業の支援
- ◆【拡充】市町村における男女共同参画計画策定促進及び策定支援
- ◆【拡充・目標値設定】市町村における女性活躍推進法に定める推進計画の策定支援

②国際規範の尊重と、国際交流を通じた男女共同参画への理解の促進

ア 国際規範の尊重と周知

イ 国際交流を通じた国際的な視点での男女共同参画の理解促進

- ◆女子差別撤廃条約に関する県民への周知と浸透
- ◆国際化時代にふさわしい人づくり ◆交流イベントや異文化理解講座の開催

①家庭における男女共同参画の推進

ア 固定的な性別役割分担意識の解消

イ 男性の家事・育児・介護への参画促進

- ◆【拡充】男性の家事・育児・介護の分担に向けた啓発 意識調査 委員意見
- ◆【拡充】こうち男女共同参画センター「ソーレ」における広報・啓発
- ◆父親の育児参加のための啓発
- ◆介護の基礎講座の開催
- ◆介護支援情報の提供・広報・啓発

②学びの場での男女共同参画教育の推進

ア 子ども・若者に向けた男女共同参画意識の醸成

- ◆男女平等や女性の人権に関する教育の充実
- ◆男女平等や女性の人権に関する小中学生向け教材の作成
- ◆【拡充】公立学校における男女混合名簿導入の推進
- ◆職域拡大を含めた個性と能力に応じた進路指導の充実
- ◆【拡充】子どもの発達段階に応じた性に関する教育の実施 委員意見
- ◆高知県思春期相談センター「PRINK」における性に関する知識・啓発の実施

イ 教職員等への男女共同参画の意識啓発

- ◆教職員等への男女共同参画に関する研修の実施
- ◆PTA活動への男女共同参画の促進

③働く場での意識啓発

ア 民間企業等におけるワーク・ライフ・バランス推進に向けた職場風土の醸成 意識調査

イ 男女ともに働きやすい職場づくりに向けた意識啓発

- ◆民間企業等におけるワーク・ライフ・バランスの推進
- ◆イクボスの県内普及による意識啓発
- ◆【ワークライフバランス】推進企業認証制度の広報・普及促進
- ◆商工会議所・商工会、農業協同組合、漁業協同組合などの団体組織を通じた男女共同参画についての啓発促進
- ◆人権啓発に関する企業リーダー養成講座の実施
- ◆企業等への外部講師派遣事業の実施
- ◆県職員等へのハラスメント防止のための研修・啓発の実施
- ◆仕事と家庭の両立のための広報・啓発促進
- ◆労働関係法令等の広報・啓発・周知

④地域での意識啓発

ア 男女が共に地域を担うための意識啓発

イ 地域のリーダーや男女共同参画の視点を持った人材の育成

- ◆NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援
- ◆男女共同参画に関する県民への研修の実施
- ◆人権(女性)に関する講座・研修会開催支援
- ◆女性のチャレンジ・エンパワーメント支援
- ◆女性リーダーの育成

多様な働き方の選択、ワーク・ライフ・バランスの実現

| | | |
|-------------|-------------------------------------|--|
| 目指す姿 | | |
| 分野を代表する数値目標 | ○県の審議会等の委員の男女構成 R元:34.8% ⇒ R7:均衡 | ○「政治の場」で男女が平等と感じている割合 R元:16.4% ⇒ R6:25.0% |
| | | ○高知家の女性しごと応援室における就職者数 H26～H30年度累計:668人 ⇒ R2～R6年度累計:1,000人 |

現状と課題

【意識調査】
・「政治の場」における男女平等意識は、「男性優遇」の割合が最も高く、各年代でも6割越え。
・「職業生活」における男女平等意識は、H21年度以降「男性優遇」の割合が横ばい。職業別に意識差。

【目標値】
・県の審議会等の委員の男女構成 進捗が不十分
H26:33.5% ⇒ R元:34.8% 目標値:均衡

【データの】
・H31「高知県議会議員選挙の候補者に占める女性の割合」5.9%(全国平均12.7%)

【国の動き】
・「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定(H30年)
・「第5次男女共同参画基本計画」コンセプトに「30%目標」の達成に向けた人材登用・育成強化が位置づけ
⇒政治の場への参画への一歩として、審議会等委員や地域活動への参画促進による人材育成を図る(P)
女性の人材登用・育成強化のため、民間企業・団体のトップの意識改革が必要

【意識調査】
・仕事と家庭生活の両立や、ライフステージの変化に応じた柔軟な働き方を求めている
・ワーク・ライフ・バランスの理想と現実には隔たりがあり、全国よりも仕事を優先している割合が高い
・理想の実現に向けては、多様な働き方が選択できる環境の整備、職場の理解が求められている

【委員意見】
・起業や既存企業の事業承継などの方向性で働いてもらうという観点で検討を。起業の相談体制を見える化。

【国の動き】
・「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」の制定(H30年)
・「少子化社会対策大綱」で男性の育児休業取得率が目標値に設定
⇒多様な働き方が選択できる環境整備に加えて、職場の理解・意識改革も必要

| | | | |
|-----|-------------------------|--------------|--------------------------|
| の取組 | (1) 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大 | (2) 働く場をひろげる | (3) 地域・防災分野における男女共同参画の推進 |
|-----|-------------------------|--------------|--------------------------|

| | | | |
|-----|--|---|--|
| 目標値 | ○県の審議会等の委員の男女構成 R元:34.8% ⇒ R7:均衡 ○「政治の場」で男女が平等と感じている割合 R元:16.4% ⇒ R6:25.0% ○女性活躍推進法に規定する高知県事業主行動計画で定めた目標値 ・採用者に占める女性の割合(県職員、公立学校、県警)等 ・管理職に占める女性の割合(県職員、公立学校、県警)等 | ○高知家の女性しごと応援室における就職者数 H26～H30年度累計:668人 ⇒ R2～R6年度累計:1,000人 ○県内企業における育児休業取得率 H30:男性7.6% 女性:95.7% ⇒ R6:男性30% 女性100% ○県内企業における時間単位年次有給休暇制度導入率 R元:29% ⇒ R6:40% ○高知県職員子育てサポートプランで定めた目標値 ・育児休業取得率 R6:男性職員50% 女性職員100% ・配偶者の出産休暇・男性職員の育児参加休暇あわせて5日以上取得 R6:100% | |
|-----|--|---|--|

| | | | |
|---|---|--|---|
| 取組の方向・主な取組 | ①政治・行政分野への女性の参画促進 | ①男女がともに働きやすい職場づくりとワーク・ライフ・バランスの推進 | ①地域活動における男女共同参画の推進 |
| | <p>ア 高知県の審議会等委員への女性の参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【拡充】県の審議会等の委員への女性の参画推進 ◆人材リストの整備と活用促進 ◆[再掲]女性リーダーの育成 <p>イ 政治分野への女性の参画促進 委員意見18</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【新規】政治分野への女性の参画に関する情報の提供・啓発(ソール) <p>ウ 高知県・市町村における女性職員の登用促進や職域の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆女性活躍推進法に基づく事業主行動計画による女性職員の登用、活躍の推進 ◆市町村職員の女性管理職への登用促進 ◆市町村の審議会等委員への女性の参画促進 | <p>ア 男女の均等な雇用機会、待遇の確保のための啓発 イ ライフステージに応じたワーク・ライフ・バランスの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆【新規】働き方改革の推進(雇用労働政策課) ◆【新規】育児休業等の取得促進、時間単位年次有給休暇制度の導入に向けた取組支援(雇用労働政策課、少子対策課) ◆県職員の育児休業等の取得促進 ◆県職員への介護休業制度の周知 ◆高知県中小企業等融資制度の周知 ◆福祉介護就労環境改善事業 ◆福祉・介護人材の定着促進・離職防止 ◆テーマ1(2)③再掲 ◆テーマ2(1)②再掲 ◆テーマ3(1)再掲 <p>ウ 若年者の就労支援、地域産業の担い手育成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆就職支援相談センター事業 ◆人材の育成(地域産業の担い手) | <p>ア 地域において活動を行う団体への男女共同参画の啓発及び活動支援 イ 地域における人材育成の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆市町村における男女共同参画状況の把握及び取組の支援 ◆NPOやボランティア活動に関する情報の提供 ◆[再掲]NPO、ボランティア団体、自治会、スポーツ団体、女性活動団体等の育成・支援 ◆団体等の自主活動支援及び相互交流の促進 ◆観光ガイド育成事業による人材育成 |
| | ②団体・組織への女性の参画の促進 | ②多様なニーズに応じた就労支援 | ②防災分野での男女共同参画の拡大 |
| <p>ア 民間企業等における女性の登用を促進するための啓発、支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆経済団体と連携した女性の登用・継続就業の促進 ◆民間企業等における女性の活躍を促進するための啓発 ◆【新規(検討中)】トップへの啓発、意識改革(県民男女) <p>イ 各種の団体、組織への女性の参画・登用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆商工会議所女性会・商工会女性部の育成と活動支援 ◆農業協同組合女性部の育成と活動支援 ◆漁業協同組合女性部の育成と活動支援 ◆女性消防団員の入団促進と活動支援 ◆大学生に向けたキャリア形成支援事業 | <p>ア きめ細かな就労支援・再就職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知家の女性しごと応援室によるきめ細かな就労支援 ◆職業能力開発訓練の充実 ◆公共職業訓練 ◆出産後の女性再就職促進 ◆女性のための就業支援講座 <p>イ 福祉・介護職場への就労支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆福祉人材センター運営事業、福祉研修センター事業 ◆介護福祉士等修学資金貸付事業 ◆福祉・介護職場体験事業 ◆中山間地域等ホームヘルパー養成事業 ◆【新規】介護助手導入支援事業(地域福祉政策課) 委員意見 <p>ウ 有資格者の復職支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆保育士等人材確保事業 ◆保育士等修学資金貸付事業 ◆看護の心普及・ナースセンター強化事業 ◆女性医師復職支援事業 | <p>ア 地域防災への女性の参画促進 イ 災害時要援護者への適切な支援の推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆高知県防災会議等への女性の参画 ◆女性防火クラブなど女性による地域防災活動への支援 ◆[再掲]NPOやボランティア活動に関する情報の提供 ◆防災活動を行うNPO、ボランティア団体、自治会、女性活動団体等の育成・支援 | |
| | | ③農林水産業・商工業等、自営業における男女共同参画の推進 | |
| | | <p>ア 家族労働における就業条件・環境の整備 イ 女性の経済的地位向上及び経営への参画促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆女性農力向上支援事業 ◆農業・農村男女共同参画推進事業 ◆林業女性グループ、漁業女性グループの自主研修や交流活動の支援 ◆商工団体等の女性組織の育成と経営への参画促進 ◆創業のための融資制度 | |

男女共同参画の面から見た健やかで安心な暮らし

目指す姿
分野を代表する
数値目標

○ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数(両方会員含む)
R元:797人 ⇒ R6:1,000人

○配偶者等からの暴力被害を相談した者の割合
R元:男性29.2% 女性56.3% ⇒ R6:男性40% 女性70%

現状と課題

【意識調査】
・男女がともに働きやすくなるために、仕事と育児・介護との両立支援が求められている(家庭内での分担、保育・介護サービスの充実、地域の支援)

【データ】
・H29「育児をしている女性の有業率」80.5%(全国64.2%)
・「高知県の要介護(要支援)認定者数」R元47,186人 → R7:50,890人(推計)

【委員意見】
・子育て・介護支援は、働いている、働いてないにかかわらず社会的にバックアップが必要。
・介護が40代辺りの若者に重くのしかかる時代がスタートする。介護支援の充実という部分に重点を。
⇒高知版ネウボラや高知版地域包括ケアシステム等と連携した総合的な支援が必要

【意識調査】
・性的指向・性自認に関する用語のうち、「性的指向・性自認(SOGI)」「アウトティング」については十分に知られていない
・男女共同参画社会実現のために力をいれるべきこととして、働き方の見直しとともに、性別やジェンダーに基づくさまざまな偏見の解消等が求められている

【国の動き】
・「労働施策総合推進法」の改正(パワハラ対策の法制化、SOGIハラ対策やアウトティング防止も位置づけ)(R2.6.1)
・セクハラ等防止対策の実効性の向上
⇒性的指向・性自認に関する更なる理解促進が必要

【国の動き】
・「第5次男女共同参画基本計画」コンセプトに人生100年時代を見据えた環境の整備が位置づけ

【委員意見】
・治療と仕事の両立支援についてのコーディネーターの役割が周知されていない。
・高齢になった女性の活躍の場が失われることのないように考えていく必要がある。
⇒人生100年時代を見据え、高齢者から若者まですべての県民に活躍の場があり、健康で学び続けられる社会づくりが必要

【意識調査】
・DVに対する意識は高まっている
・加害者と被害者の間に認識の違い
・身近な方に相談する、男性は女性と比べて相談しないといった傾向がある

【県の動き】
・「高知県犯罪被害者等支援条例」の施行、「犯罪被害者等支援相談窓口」の設置(R2.4.1)

【委員意見】
・小学校からデートDVの教育を。
・幼少期からDVに関する教育を。
⇒相談窓口の周知や早期教育、被害者支援などについて更なる強化が必要

の取組

(1) **育児・介護等の基盤整備**

委員意見

(2) **男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備**

(3) **「人生100歳時代」を見据えたからだところの健康支援**

(4) **女性に対するあらゆる暴力の根絶**

目標値

○ファミリー・サポート・センター事業の提供会員数 R元:797人 ⇒ R6:1,000人
○多機能型保育支援事業の実施か所数 R元:13か所 ⇒ R6:40か所
○延長保育事業の実施か所数 R元:13市町村137か所 ⇒ R6:14市町村140か所
○病児保育事業の実施か所数 R元:9市町村22か所 ⇒ R6:10市町村25か所
○一時預かり事業の実施か所数 R元:24市町村102か所 ⇒ R6:26市町村110か所

① **男女共同参画の視点に立った貧困等生活上の困難に対する支援と多様性を尊重する環境の整備**

① **「人生100歳時代」を見据えたからだところの健康支援**

○配偶者等からのDV被害を受けたもののうち、どこか(だれか)へ相談した者の割合
R元:男性29.2% 女性56.3%
⇒ R6:男性40% 女性70%

① **女性に対するあらゆる暴力の根絶**

取組の方向・主な取組

① **地域における子育て支援の充実**

ア 様々な保育サービスの充実
◆地域の支え合いによる子育て支援の充実(ファミリー・サポート・センター事業)
◆**地域ぐるみで子育て支援を行う多機能型の保育事業の推進**
◆延長保育、病児保育、一時預かり事業の**充実**
◆院内保育所運営支援事業

イ 子育て支援策の充実及び厳しい環境にある子ども・保護者への支援強化
◆放課後の子どもの居場所づくりと学びの場の充実
◆リスクに応じた適切な支援(子ども家庭総合支援拠点の設置促進)
◆地域における見守り体制の充実(地域子育て支援センター、子ども食堂等)
◆高知版ネウボラの推進(ネットワークの連携・強化)
◆子育て支援の情報発信(こうちプレマnet等)

② **地域における介護支援の充実**

ア 介護における男女共同参画の促進及び介護負担の軽減に向けた支援
◆地域包括ケアシステムの構築(介護サービスの充実・確保)
◆相談体制の充実
◆[再掲]介護支援情報の提供・広報・啓発
◆**【新規】フレイル予防の推進(高齢者福祉課)** 委員意見
◆独居老人等に対するNPOやボランティア活動の促進
◆男性対象家事・介護の基礎講座の開催

ア 高齢者が生き生きと暮らせる環境整備

◆介護予防と生きがいづくりの推進
◆[再掲]地域包括ケアシステムの構築
◆認知症高齢者施策の推進
◆交通安全、消費生活等に関する情報提供と啓発

イ 障害者に対する支援

◆地域における相談支援体制の充実強化と社会参加の推進
◆障害者の就労促進と工賃アップ・働く場の確保

ウ 外国人と共に生きる地域づくり

◆日本語ボランティア講師の養成
◆ホームページやブログ、生活情報誌などによる情報提供
◆在住外国人への防災・災害情報提供
◆語学ボランティアを対象とした通訳・翻訳講座の開催
◆**外国人が安心して相談できる体制の充実**

エ ひとり親家庭・生活困窮者等に対する支援

◆**就労**相談の実施
◆ひとり親家庭等自立支援事業
◆母子父子寡婦福祉資金貸付事業
◆社会的自立に困難を抱える若者への支援
◆民生委員・児童委員活動の充実

オ 性的指向・性自認(SOGI)を尊重する社会づくり

◆**【新規】**多様な性の理解に向けた広報・啓発(県民男女)
◆**【新規】**本人の了承を得ない性的指向・性自認の暴露(アウトティング)やSOGIハラスメントの防止(県民男女)
◆**【新規】**行政手続きにおける配慮の推進(県民男女ほか)

意識調査

国の法律

ア 生涯を通じた健康支援

◆女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業
◆人権**相談**の実施
◆薬物乱用防止に関する普及・啓発の促進
◆薬物乱用に関する相談
◆妊産婦に対する禁煙、受動喫煙の害の啓発
◆禁煙治療につなぐ支援体制の充実
◆性差に応じた健康支援(がん検診)
◆学校におけるHIV(エイズ)、性感染症に関する教育の推進
◆HIV(エイズ)に関する相談、検査の実施
◆自殺対策の推進
◆多重債務者対策の推進
◆ひきこもりの相談支援体制の充実・強化
◆**生涯にわたるスポーツ活動の推進**

イ 学び続け、活躍し続けられる環境の整備
◆**【新規】**生涯学習の活性化の推進(生涯学習課)

国の計画

委員意見

ア 相談窓口の周知及び相談機能の充実
イ 若者を対象とした予防教育の強化
ウ 被害者等に対する支援

◆DVや性暴力、売買春の根絶啓発
◆配偶者等に対する暴力に関する相談・カウンセリング対策の充実
◆[再掲]女性問題解決・男女共同参画推進に向けた相談事業
◆[再掲]人権**相談**の実施
◆DV被害者の保護と自立支援
◆配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための基本計画の推進
◆配偶者暴力相談支援センター(女性相談支援センター)の機能の充実
◆女性に対する暴力防止ネットワークの構築、連携の推進
◆相談関係者に対する研修・啓発
◆DV及びデートDVに関する啓発及び情報提供 委員意見
◆DV被害者を支援するNPOの育成・協働の推進
◆被害者の心情等に配慮した捜査活動の推進
◆**【新規(検討中)】**犯罪被害者等支援、**犯罪被害者に対する相談・支援の充実(県民男女)**

県の条例